十八条に一項を加える改正規定、同令第三十八条の四第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項の次に一項を加える改正規定、同令第三十八条の五に一項を加える改正規定、同令第三十九条の十一第一項本文の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分を除く。）、同項ただし書の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「同法第七十五条の二第一項」の下に「若しくは第百四十四条の八」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十二第十五項の改正規定、同令第三十九条の十二の二第一項の改正規定、同令第三十九条の二第三項第四号の改正規定、同令第三十九条の三第一項の改正規定、同令第三十九条の三第六項の改正規定、同令第三十九条の四十一に二項を加える改正規定（第十二項に係る部分に限る。）、同令第三十九条の四十三第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第三十九条の四十四の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同令第三十九条の四十五の改正規定、同令第三十九条の四十五の二第十四項の改正規定、同令第三十九条の四十五の三第七項の改正規定、同令第三十九条の四十五の四の改正規定、同令第三十九条の四十五の六第三項の改正規定（「第八十一条の十八」の下に「及び地方法人税法第十五条」を加える部分に限る。）、同令第三十九条の四十五の五第二十三項の改正規定（同項を同条第十八項とする部分を除く。）、同令第三十九条の九十六に二項を加える改正規定、同令第三十九条の九十七に一項を加える改正規定、同令第三十九条の九十八に一項を加える改正規定、同令第三十九条の百十一の改正規定、同令第三十九条の百十二第十四項の改正規定、同令第三十九条の百十二の二第一項の改正規定、同条第二項第三号の改正規定、同条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に二号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同令第三十九条の百十七に一項を加える改正規定及び同令第四十六条第二項の改正規定並びに附則第四十条（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第十六条の表第四項第一号の項から第五項の項までの改正規定（同表第五項の項に係る部分に限る。）及び同令附則第二十二条の表第十八項の項の改正規定に限る。）の規定

ロ　第三条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第八条に一項を加える改正規定及び同令附則第十五条に一項を加える改正規定

ハ　第四条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十二条の改正規定及び同令附則第十九条の改正規定

二　第一条中租税特別措置法施行令第六条の六の改正規定、同令第六条の七第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同令第二十五条の十三の二第三項の改正規定、同令第二十五条の十三の三第一項の改正規定、同令第二十五条の十三の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十五条の十三の六の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定及び同令第二十五条の十六の改正規定並びに附則第十一条第一項及び第五項から第八項まで、第十三条並びに第十五条の規定　平成二十七年一月一日

三　第一条中租税特別措置法施行令第二条の七第三項の改正規定、同令第二条の八第二号の改正規定、同令第二条の二十一の次に一条を加える改正規定、同令第二条の二十四第三項の改正規定、同令第二条の二十五の改正規定、同令第二条の二十六の改正規定、同令第二条の三十一の改正規定、同令第二条の三十二第一項の改正規定、同令第二条の三十四の改正規定、同令第三十九条の十二の二第三項第四号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）、同令第三十九条の百十二の二第三項第四号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）及び同令第五十四条の二第九項の改正規定並びに附則第四条の規定　平成二十七年四月一日

四　第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の二十七第一項の改正規定及び附則第十七条の規定　平成二十七年十月一日

五　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第一条の四第三項第一号の改正規定、同令第二十五条の九の二第十項の改正規定、同令第二十五条の十四の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十六条の十五に一項を加える改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の二十七の二第一項の改正規定並びに附則第十四条の規定

ロ　第二条の規定

六　第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「第三十三条の八」を「第三十三条の七」に改める部分及び「第四十条の十一の二」を「第四十条の十一」に、「第四十四条の二」を「第四十四条」に改める部分を除く。）、同令第二十七条の四第七項の改正規定、同条第八項第七号の改正規定、同令第二十七条の十二の四第八項第一号ロの改正規定、同令第二十七条の十三第二項の改正規定（「第四十二条の四の二第四項」を「第四十二条の四の二第五項」に、「第四十二条の六第十九項」を「第四十二条の十一第十項」に、「第四十二条の十一第十一項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「及び第四十二条の十二の四第六項」を「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」に改める部分を除く。）、同令第三十八条第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同令第三十八条の四第一項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定、同条第四十三項の改正規定、同令第三十八条の五第一項第一号の改正規定、同条第二十六項の改正規定、同令第三十九条の十一第一項本文の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同項ただし書の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「同法第七十五条の二第一項」の下に「若しくは第百四十四条の八」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の十二第五項の改正規定、同令第三章第八節の二中第三十九条の十二の二の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の十三の改正規定、同令第三十九条の十三の二第一項の改正規定（「第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項」を「第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項及び第五項」に改める部分を除く。）、同条第十六項の改正規定、同条第十八項及び第十九項の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第二十一項の改正規定、同令第三十九条の十八の改正規定、同令第三十九条の三十の改正規定、同令第三十九条の三十一第六項第一号の改正規定、同条第十項の改正規定、同令第三十九条の三十二第三項第一号の改正規定、同条第六項の改正規定、同令第三十九条の三十三の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の三十五の二の改正規定（同条第六項に係る部分を除く。）、同令第三十九条の三十五の三の改正規定（同条第三十九条の百十二第十三項第一号の改正規定、同令第三十九条の百十三の二第十六項の改正規定、同令第三十九条の百十五第一項第四号ハ及びニの改正規定、同令第三十九条の百十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を削る改正規定並びに附則第二十二条の規定　平成二十八年四月一日

七　第一条中租税特別措置法施行令第二条の改正規定、同令第二条の五第二項の改正規定、同令第二条の二十七の改正規定、同令第四条の二第一項第二号の改正規定、同令第二十五条の八第三項第一号の改正規定（「株式無償割当て又は」を「株式無償割当て、」に、「により取得する」を「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する」に改める部分に限る。）、同項第十二号ロの改正規定、同令第二十五条の十の五第三項第二号の改正規定（「又は新株予約権無償